

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年亀岡市条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に1条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則に次の1項を加える。

- 14 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの及び令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和4年3月31日から施行した。